

疑問 相談

国際課税

一時的に多額の株式譲渡益が発生した場合の CFC 税制の事業基準

Q 日本法人A社の100%子会社であるシンガポール法人B社は、卸売業を主たる事業としており、設立当初からCFC税制（外国子会社合算税制）の事業基準を満たしていました。このたび、B社は、その100%子会社であるインド法人C社の株式を、A社グループの事業再編に伴い第三者に譲渡することを検討しているのですが、その株式の譲渡により一時的に多額の譲渡益が生じる見込みです。C社株式を譲渡するB社の事業年度において、CFC税制の事業基準を満たしているといえるのでしょうか。

A B社において、株式保有以外の実体的な事業活動が現実に行われており、当該事業活動に相応の経営資源が投入されている場合には、事業基準を満たすと解することに相応の合理性があります。

【解説】

タックスヘイブンに設立された関係会社であっても、独立企業としての実体を備え、その所在する国又は地域において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある場合があります。そのような場合にまで、経済活動の実体のある事業から生じる所得（能動的所得）を合算して課税すると、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがあります。そこで、一般に、外国の関係会社が、いわゆる経済活動基準のいずれかを満たさないときに、当該関係会社の能動的所得に対する合算課税を行うこととされています。

事業基準とは経済活動基準の一つで、外国の関係会社が、株式・債券の保有、知的財産権の提供又は船舶・航空機の貸付けを主たる事業とするものでないことをいいます。例えば株式の保有についてみると、株式を保有又は運用することにより利益配当又は譲渡益を得るといった株式の保有に係る事業（株式保有業）は、その性質上、我が国においても十分に行うことができます。したがって、これを主たる事業とする関係会社が我が国ではなくわざわざタックスヘイブンに所在する積極的な経済合理性は、税負担の軽減以外には見出しがたいといえます。このように、株式の保有を主たる事業とするものでないことが求められている趣旨は、そのような場合には、能動的所得を合算しないこととする必要性をそもそも認めることができないためです。

事業基準における関係会社の「主たる事業」は、当該関係会社の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当とされており、当該関係会

社の事業年度ごとに判定することとされています。また、関係会社が複数の事業を営んでいるときは、当該関係会社における、①それぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、②それぞれの事業活動に要する使用人の数、③事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等を、総合的に勘案して判定することとされています（最三小判平成 29 年 10 月 24 日）。

本件の B 社は卸売業を主たる事業としており、設立当初から事業基準を満たしていました。もっとも、A 社グループの事業再編に伴い、C 社株式を第三者に譲渡することにより、一時的に多額の譲渡益が生じる見込みです。そのため、C 社株式を譲渡する事業年度において事業基準を満たしているといえるか、すなわち、当該事業年度において卸売業と株式保有業のいずれが主たる事業であるかが問題となります。具体的には、上記の総合的に勘案すべき要素のうち、①については株式保有業が卸売業を上回るものの、②と③については、卸売業が株式保有業を上回るようなケースが問題となります。

この点について、現時点では明確な基準はありません。もっとも、株式保有業が主たる事業であるかどうかは、本来は、事業基準の趣旨から考えて結論を出すべきでしょう。そ

うすると、たとえ株式の譲渡による譲渡益が大きいたとしても、株式保有以外の実体的な事業活動が現実に行われており、当該事業活動に相応の経営資源が投入されている場合には、事業基準を満たすと解することこそが、CFC 税制の制度趣旨に適うものというべきでしょう。そうでなければ、株式保有以外の実体的な事業活動にいかにか多大な経営資源が投入されていても、当該事業活動の収益状況が芳しくない状況の下では、主たる事業は株式保有業と判定されるという不合理な結果になりかねません（名古屋地判平成 29 年 1 月 26 日参照）。

したがって、例えば、B 社が卸売業を設立当初からまさに本業として実際に行っているような場合であれば、卸売業が相当の規模と実体を有するものであり、譲渡益の収入・所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていることを具体的かつ客観的に示すことにより、C 社株式を譲渡する事業年度においても卸売業が主たる事業であり、事業基準を満たしていると合理的に主張し得るものと思われます。ただし、前述のように、この点について現時点では明確な基準はありませんので、税務当局が反対の見解を示す可能性があることに、念のためご留意ください。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません

《デロイト トーマツ税理士法人 税務係争解決チーム ディレクター 北村 豊》